

国庫負担基準

改正後	現行
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者
(1) (2)に掲げる者以外のもの 83,660 単位	(1) (2)に掲げる者以外のもの 83,040 単位
(2) 介護保険給付対象者 33,200 単位	(2) 介護保険給付対象者 32,960 単位
ロ 重度障害者等包括支援の対象となり得る者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの	ロ 重度障害者等包括支援の対象となり得る者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの
(1) (2)に掲げる者以外のもの 63,870 単位	(1) (2)に掲げる者以外のもの 63,400 単位
(2) 介護保険給付対象者 32,290 単位	(2) 介護保険給付対象者 32,060 単位
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）	ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの	(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの
(一) 区分六に該当する者 44,230 単位	(一) 区分六に該当する者 44,070 単位
(二) 区分五に該当する者 31,220 単位	(二) 区分五に該当する者 31,110 単位
(三) 区分四に該当する者 24,900 単位	(三) 区分四に該当する者 24,810 単位
(四) 区分三に該当する者 19,890 単位	(四) 区分三に該当する者 19,820 単位
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 13,600 単位	(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 13,560 単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）	(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）
(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 24,570 単位	(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 24,490 単位
(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 17,900 単位	(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 17,840 単位
(三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 13,600 単位	(三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 13,560 単位
(四) 区分四に該当する者 13,990 単位	(四) 区分四に該当する者 13,940 単位
(五) 区分三に該当する者 10,830 単位	(五) 区分三に該当する者 10,800 単位
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）	(4) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）
(一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 3,670 単位	(一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 3,660 単位
(二) 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）（(三)に掲げる者を除く。）	(二) 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）（(三)に掲げる者を除く。）
a 区分六に該当する者 15,050 単位	a 区分六に該当する者 15,000 単位
b 区分五に該当する者 9,570 単位	b 区分五に該当する者 9,540 単位
c 区分四に該当する者 7,460 単位	c 区分四に該当する者 7,440 単位
(三) 個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第一項特例）であって介護保険給付対象者である者 3,670 単位	(三) 個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第一項特例）であって介護保険給付対象者である者 3,660 単位
(四) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(五)に掲げる者を除く。）	(四) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（(五)に掲げる者を除く。）
a 区分六に該当する者 16,840 単位	a 区分六に該当する者 16,780 単位
b 区分五に該当する者 11,110 単位	b 区分五に該当する者 11,070 単位
c 区分四に該当する者 9,030 単位	c 区分四に該当する者 9,000 単位
d 区分三に該当する者 7,930 単位	d 区分三に該当する者 7,910 単位
(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 3,670 単位	(五) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 3,660 単位
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。）	ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。）
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの	(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの
(一) 区分六に該当する者 29,300 単位	(一) 区分六に該当する者 29,170 単位
(二) 区分五に該当する者 22,550 単位	(二) 区分五に該当する者 22,450 単位
(三) 区分四に該当する者 16,960 単位	(三) 区分四に該当する者 16,890 単位

(四) 区分三に該当する者	12,590 単位
(五) 障害児	16,010 単位
(2) 介護保険給付対象者 ((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	7,520 単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者 ((4)に掲げる者を除く。)	
(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	19,130 単位
(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	15,880 単位
(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,500 単位
(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	9,600 単位
(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	7,520 単位
(六) 障害児	16,010 単位
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者 (ト及びチに掲げる者を除く。)	
(一) (二) 及び (三) に掲げる者以外の者	2,060 単位
(二) 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者 ((三)に掲げる者を除く。)	
a 区分六に該当する者	11,680 単位
b 区分五に該当する者	8,470 単位
c 区分四に該当する者	6,620 単位
d 区分三に該当する者	5,660 単位
(三) 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象であるもの	2,060 単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)	
(1) (2) から (4) までに掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	25,070 単位
(二) 区分五に該当する者	18,260 単位
(三) 区分四に該当する者	12,460 単位
(四) 区分三に該当する者	8,000 単位
(五) 区分二に該当する者	6,320 単位
(六) 区分一に該当する者	5,570 単位
(七) 障害児	11,540 単位
(2) 居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 ((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	
(一) 区分六に該当する者	22,200 単位
(二) 区分五に該当する者	15,430 単位
(三) 区分四に該当する者	9,640 単位
(四) 区分三に該当する者	5,120 単位
(五) 区分二に該当する者	3,480 単位
(六) 区分一に該当する者	2,690 単位
(七) 障害児	8,660 単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの ((4)に掲げる者を除く。)	19,540 単位
(4) 経過の居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者 (区分一に該当するものを除く。)	
(一) 区分六に該当する者	9,810 単位
(二) 区分五に該当する者	6,540 単位
(三) 区分四に該当する者	4,680 単位
(四) 区分三に該当する者	3,710 単位
(五) 区分二に該当する者	1,400 単位
ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (居宅介	

(四) 区分三に該当する者	12,540 単位
(五) 障害児	15,940 単位
(2) 介護保険給付対象者 ((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	7,490 単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者 ((4)に掲げる者を除く。)	
(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	19,050 単位
(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	15,810 単位
(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,450 単位
(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	9,560 単位
(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	7,490 単位
(六) 障害児	15,940 単位
(4) 共同生活介護サービス費を算定される者 (ト及びチに掲げる者を除く。)	
(一) (二) 及び (三) に掲げる者以外の者	2,060 単位
(二) 経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 ((三)に掲げる者を除く。)	
a 区分六に該当する者	11,630 単位
b 区分五に該当する者	8,440 単位
c 区分四に該当する者	6,590 単位
d 区分三に該当する者	5,640 単位
(三) 経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象であるもの	2,060 単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (ロからニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)	
(1) (2) から (4) までに掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	24,940 単位
(二) 区分五に該当する者	18,170 単位
(三) 区分四に該当する者	12,400 単位
(四) 区分三に該当する者	7,960 単位
(五) 区分二に該当する者	6,290 単位
(六) 区分一に該当する者	5,540 単位
(七) 障害児	11,480 単位
(2) 居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者 ((3)及び(4)に掲げる者を除く。)	
(一) 区分六に該当する者	22,080 単位
(二) 区分五に該当する者	15,350 単位
(三) 区分四に該当する者	9,590 単位
(四) 区分三に該当する者	5,100 単位
(五) 区分二に該当する者	3,470 単位
(六) 区分一に該当する者	2,680 単位
(七) 障害児	8,620 単位
(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの ((4)に掲げる者を除く。)	19,440 単位
(4) 経過の居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者	
(一) 区分六に該当する者	9,760 単位
(二) 区分五に該当する者	6,510 単位
(三) 区分四に該当する者	4,660 単位
(四) 区分三に該当する者	3,690 単位
(五) 区分二に該当する者	1,400 単位
ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者 (居宅介	

護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

2,120 単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第一項特例）

(1) 重度訪問介護

(一) 区分六に該当する者 11,980 単位
(二) 区分五に該当する者 8,700 単位
(三) 区分四に該当する者 6,800 単位

(2) 同行援護 3,090 単位

(3) 行動援護

(一) 区分六に該当する者 10,560 単位
(二) 区分五に該当する者 7,290 単位
(三) 区分四に該当する者 5,340 単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第二項特例）

(1) 区分六に該当する者 8,440 単位
(2) 区分五に該当する者 5,160 単位
(3) 区分四に該当する者 3,260 単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）

(1) (2)に掲げる者以外のもの 11,330 単位
(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

3,100 単位

護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者（ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。）であって、共同生活介護サービス費のイからニまでの共同生活介護サービス費又は共同生活援助サービス費を算定される者

2,110 単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第一項特例）

(1) 重度訪問介護

(一) 区分六に該当する者 11,920 単位
(二) 区分五に該当する者 8,660 単位
(三) 区分四に該当する者 6,770 単位

(2) 同行援護 3,080 単位

(3) 行動援護

(一) 区分六に該当する者 10,510 単位
(二) 区分五に該当する者 7,260 単位
(三) 区分四に該当する者 5,320 単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合（附則第十八条の二第二項特例）

(1) 区分六に該当する者 8,400 単位
(2) 区分五に該当する者 5,140 単位
(3) 区分四に該当する者 3,250 単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）

(1) (2)に掲げる者以外のもの 11,270 単位
(2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）

3,090 単位